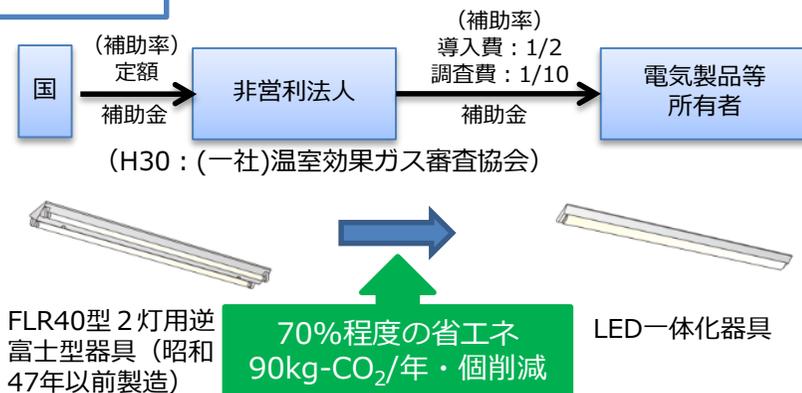


PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

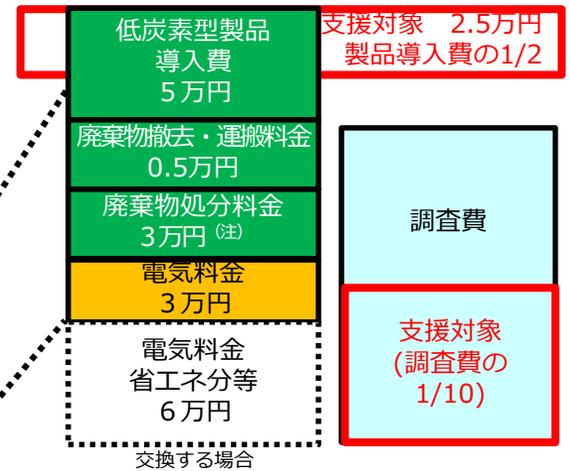
- 目的：PCB使用照明器具のLED照明への交換を支援することにより、PCB早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図る
- 対象事業の要件：
 - (1) 現在使用中の照明器具の安定器にPCBが含有されていること
 - (2) LED化により生じるPCB廃棄物の早期処理が確実であること
 - (3) 交換する照明器具がLED一体型器具であること
- 補助金の交付額：工事費、設備費、事務費、その他必要な経費で承認した経費の2分の1 PCB使用照明器具の調査費用の10分の1（平成30年度より追加）
- 補助対象： ※地方公共団体、独立行政法人は対象外
 - (1) 民間企業
 - (2) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - (3) 法律により直接設立された法人
 - (4) その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者
- 事業実施期間：平成29～31年度

事業スキーム



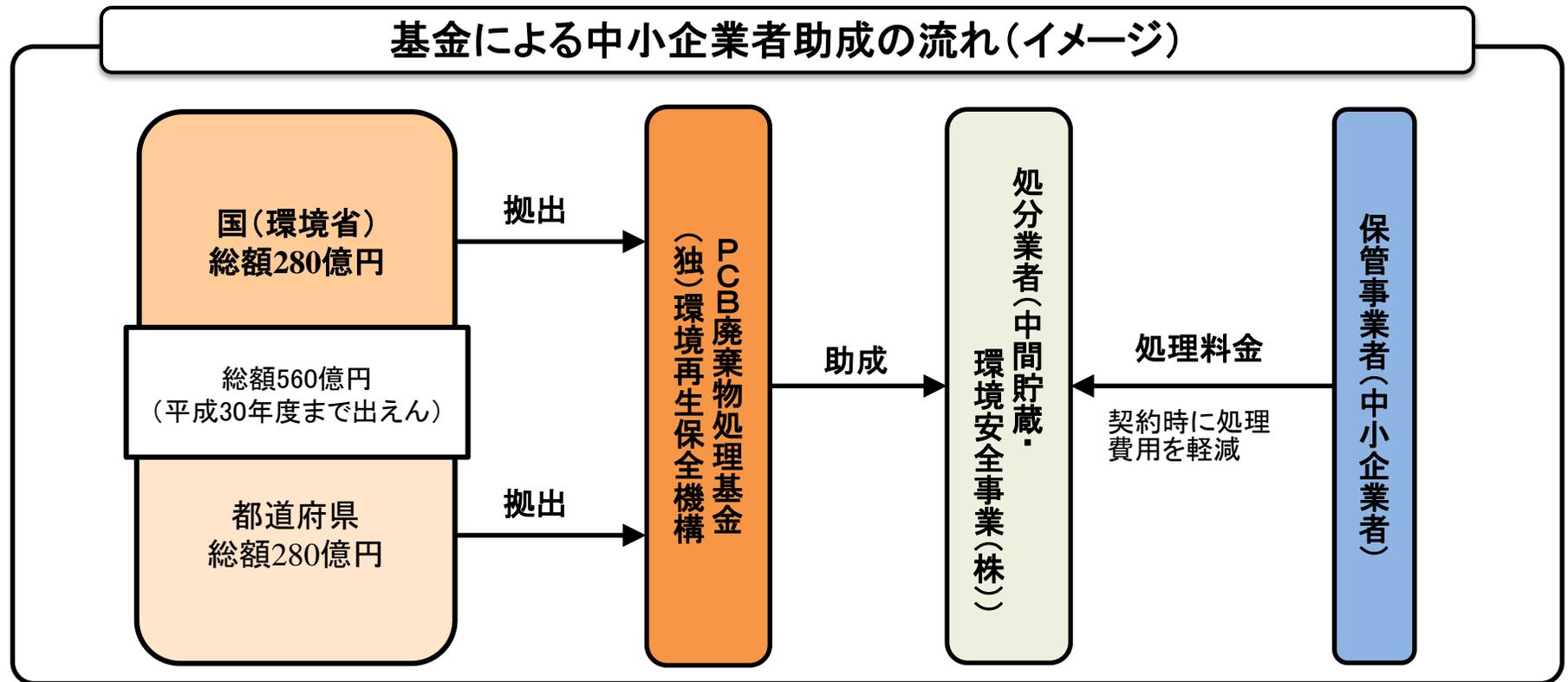
事業イメージ

照明器具の10年間使用時のコスト比較（照明器具1灯当たり）
 （注）中小企業者が処分料金の70%を助成された際の自己負担分



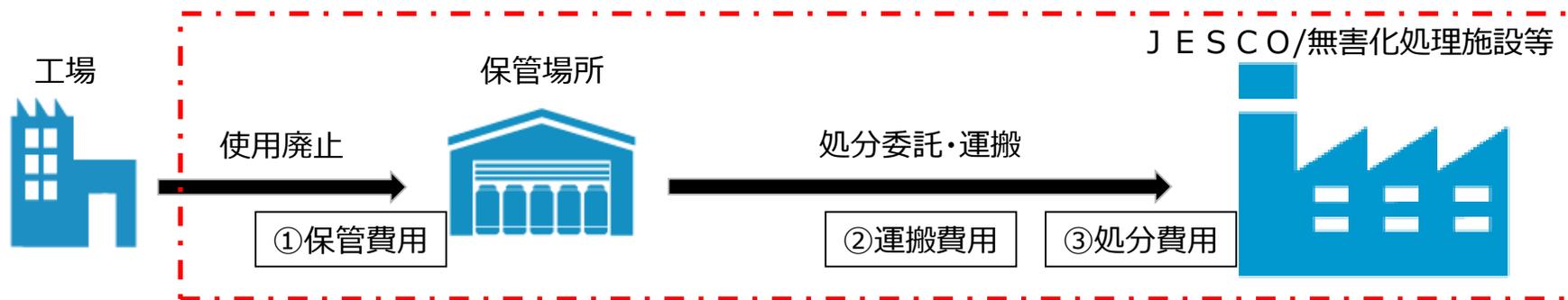
中小企業者等の負担軽減措置

- 中小企業者等が、高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、その費用が軽減されるよう、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出することとしている（詳細はJESCOによる発表）。
- 中小企業者等については処分料金の70%を軽減するとともに、特に費用負担能力が脆弱な個人については、処分料金の95%を軽減している。



日本政策金融公庫における貸付制度（PCB廃棄物処理に係る運転資金）

- 制度対象：自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）や無害化認定施設等において処理しようとする者
- 融資種類：長期運転資金（事業者が、処理せざるを得ない廃棄物に一度に多くの資金が必要な場合に、事業を継続しながら、返済していくつなぎ資金のような制度のこと）
- 貸付対象：中小事業者（PCB廃棄物の保管事業者）
- 制度創設事業部：日本政策金融公庫 中小事業部及び国民生活事業部



貸付対象とする費用の範囲

- ①処理委託まで保管に係る費用
- ②処理施設までの運搬費用
- ③処分にかかる費用（JESCOの70%補助分は除く）

貸付利率

- 高濃度PCB：特別利率③ 0.30%～
低濃度PCB：基準利率 1.11%～